



皇學館大学と高野山大学との連携に関する協定書

皇學館大学（以下「甲」という。）と高野山大学（以下「乙」という。）は、甲と乙の教育及び社会貢献活動を通じ、両者の教育の充実及び発展に係る大学間の交流を推進するため、包括的な連携及び協力に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲と乙の教育及び社会貢献活動を通じ、両者の教育の充実及び発展を図り、もって社会に貢献する有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第 2 条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、甲と乙両者の合意に基づき、必要と認める事項について相互に連携及び協力する。

（実施方法）

第 3 条 前条に掲げる連携協力事項の具体的な実施については、甲と乙両者の協議の上、合意に基づき実施するものとする。

（有効期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、締結の日から 3 年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも協定の解消の申し出がない限り、自動的に更新するものとする。

（協定の解消）

第 5 条 甲と乙は、この協定を解消しようとするときは、協定を解消する日の 6 月前までに、書面により相手方にその旨を通知するものとする。

（その他）

第 6 条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲と乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲と乙それぞれ署名の上、各自その 1 通を保管する。

令和 2 年 1 月 2 0 日

（甲）

三重県伊勢市神田久志本町 1704

皇 學 館 大 学

学 長

河 野 訓



（乙）

和歌山県伊都郡高野町高野山 385

高 野 山 大 学

学 長

乾 龍 仁

